

委提第2号

選択的夫婦別姓制度を速やかに導入するための国会審議を求める
意見書

会議規則第14条第2項の規定により、選択的夫婦別姓制度を速やかに
導入するための国会審議を求める意見書を次のとおり提出する。

令和7年3月25日 提出

提出者 建設経済常任委員長 村 田 裕 子

北本市議会議長 滝 瀬 光 一 様

選択的夫婦別姓制度を速やかに導入するための国会審議を求める 意見書

日本では婚姻において夫婦別姓が認められず、望まない改姓や、事実婚による通称使用などで不利益を受けている人が少なからずいます。婚姻の際は96%が夫の姓になっており、その不利益は多くは女性にかかっています。世界でも夫婦同姓を法制化しているのは日本しかありません。

通称使用では、「旧姓併記」や「旧姓使用」に法的根拠がないために、本人確認などにおいて、さまざまな事務手続きの煩雑さがあります。働く女性は改姓により「キャリアが中断される」との声も多く、通称使用の拡大では根本的な解決になりません。

国連の女性差別撤廃委員会は、夫婦同姓を義務付ける民法750条は「差別的規定」にあたるとして、2003年以降、繰り返しその改正を勧告してきました。2024年10月には、「民法750条を改正する措置が何もとられていない」と厳しい表現で4度目の勧告をし、再び「2年以内に実施状況の報告」を求めています。

法務大臣の諮問機関である法制審議会は、1996年に選択的夫婦別姓導入などを含む民法改正要綱を答申しました。最高裁判所は2015年と2021年に夫婦同姓の強制は違憲ではないと判断しつつも、複数の反対意見が付され、制度のあり方は国民の判断、国会に委ねるべきとしています。

選択的夫婦別姓制度は、同姓か別姓かを「選択」できるようにするしくみです。最近の世論調査では約7割が選択的夫婦別姓制度に賛成し、若年層ほど賛成が多いです。2024年6月に、日本経済団体連合会は、夫婦別姓を認めない今の制度は企業にとってもビジネス上のリスクになり得るなどとして、政府に選択的夫婦別姓制度の導入を早期に行うよう提言しました。同制度の導入を求める地方議会の意見書も次々採択されています。

2024年10月の衆議院選挙を経て、選択的夫婦別姓制度の導入に賛成する政党が国会で多数となりました。また、制度の導入をめぐり多数のメディアにおいて報道されるなど、国民から高い関心が寄せられていることから、今後の国会において同制度の速やかな導入について議論をすべきと考えます。

よって、選択的夫婦別姓制度を速やかに導入するための国会審議を強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先

内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長